

静岡県告示第659号

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月30日

静岡県知事 川勝平太

別表1 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の項中

(2) 大規模介護付きホーム
(3) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所
(4) 認知症高齢者グループホーム

を

(2) 大規模介護老人保健施設
(3) 大規模軽費老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの
(4) 大規模養護老人ホーム
(5) 大規模介護付きホーム
(6) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所
(7) 認知症高齢者グループホーム

に改める。

別表2の2(1)中

(2) 大規模介護付きホーム

を

(2) 大規模介護老人保健施設
(3) 大規模軽費老人ホーム
(4) 大規模養護老人ホーム
(5) 大規模介護付きホーム

に改め、同表2(3)

中	<ul style="list-style-type: none"> (2) 大規模介護付きホーム (3) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (4) 認知症高齢者グループホーム 	を	<ul style="list-style-type: none"> (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模軽費老人ホーム (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模介護付きホーム (6) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (7) 認知症高齢者グループホーム 	に改める。
---	--	---	---	-------

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。